

# ご案内

## おとなと子ども

おとなと子どもの区分は、つぎのとおりです。

おとな	12歳以上（12歳の小学生は「子ども」です。）
子ども	6歳～12歳未満 （6歳でも小学校入学前は「幼児」です。）
幼児	1歳～6歳未満
乳児	1歳未満

◎ 子どもの方はおとなの運賃の半額となります。  
ただし10円未満の数は10円単位に切り上げた額とします。  
（例）おとな330円の運賃の場合、子どもは170円です。

## 幼児・乳児の運賃料金

「幼児」・「乳児」は無料ですが、次の場合は「子ども」の乗車券が必要です。

- 「幼児」だけで乗車する場合
- 「おとな」または「子ども」1人に同伴される3人目からの「幼児」の場合。
- 「幼児」が団体旅客として、又は団体旅客に随伴されて乗車する場合。

## 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳をお持ちの方

<普通乗車券運賃>

◎手帳のご提示により5割引でご乗車いただけます。（端数10円単位切上げ）  
※ただし、ご本人と介護者一緒のご購入・ご利用が条件となります。  
※小児は小児運賃の5割引となります。（端数10円単位切上げ）

<定期券運賃>

◎手帳のご提示により5割引にてご購入いただけます。（端数10円単位切上げ）  
※ただし、ご本人と介護者一緒のご購入・ご利用が条件となります。  
※ただし、小児定期乗車券の割引はございません。

<回数券>

◎手帳のご提示により5割引にてご購入いただけます。  
（例：回数券3,300円券 ⇒ 1,650円）  
※ただし、ご本人と介護者一緒のご購入・ご利用が条件となります。  
※小児は小児回数券運賃の5割引となります。

## 乗車券の発売日

- 普通きっぷ、回数券・・・発売当日から有効となるものを発売いたします。
- 定期券  
新規購入の場合・・・7日前から  
継続購入の場合・・・14日前（原定期乗車券を窓口にお持ちください。）

## 乗車区間の変更

普通きっぷ・回数券を使用開始された後、乗車区間を変更される場合は、差額運賃をいただきます。なお過剰額が出た場合は払戻しいたしません。

## 途中下車前途無効

普通きっぷ、回数券で途中下車されますとそのきっぷで前途の乗車はできません。

## 乗車券の払い戻し

- 払い戻しは乗車券の種類によりその条件、手数料が異なります。

種類	払い戻しの条件
普通きっぷ	使用開始前で有効期間内
回数券	有効期間内に限ります
定期券	有効期間の開始日前

手数料は駅窓口でおたすねください。

- 使用開始後の定期券の払い戻し

- 使用開始後7日以内の場合は、1日1往復したものと普通旅客運賃と手数料を差し引いた残額を払い戻しいたします。
- 不要となった定期券で、1ヵ月以上有効期間が残っている場合は、お使いになった月数相当の定期旅客運賃（1ヵ月未満は1ヵ月とします。）と手数料を差し引いた残額を払い戻しいたします。
- 区間が変わったため不要となった定期券または、紛失のため再購入後紛失定期券の発見により重複となった場合で、10日以上有効期間が残っている場合は、再購入した定期券をお使いになった旬数相当の定期旅客運賃と手数料を差し引いて残額を払い戻しいたします。

## 手回り品

- 無料手回り品  
縦・横・高さの合計が90センチメートル程度のものと、120センチメートル程度のものそれぞれ1個を持ち込むことができます。ただしその総重量が20キログラムを超えないものに限りです。
- 有料手回り品  
つぎのものを車内へ持ち込まれる場合は、普通手回り品きっぷをお買い求めください。  
（1）小犬・猫・ハトなどの小動物。ただし、この場合次のことを守りください。  
（ア）長さ70センチメートル以内、縦・横・高さの合計が90センチメートル程度の容器に入れること。  
（イ）容器におさめた重量が10キログラム以内であること。  
（ウ）他のお客さまに危害および迷惑をかけるおそれがないこと。
- 車内へ持ち込めないもの  
（1）危険品  
（2）暖炉・こん炉  
（3）死体  
（4）動物  
（5）不潔又は臭気等で他のお客さまに迷惑をかけるおそれがあるもの

ご乗車の際には次の事項をお守りください。

- 乗車券はご乗車前にお買い求めください。（無人駅から乗車の場合を除く。）
- 乗車券は係員が呈示を求めたときは必ずお示しください。
- 通学乗車券をご使用の際、必ず学生証等の証明書をお持ちください。
- 次のような場合は乗車券を無効として回収し、全区間の普通旅客運賃と増運賃をいただきます。  
（1）乗車券を所持しないで乗車したとき  
（2）区間の連続していない2枚以上の乗車券を利用して乗車したとき  
（3）定期券を記名人以外の方が使用したとき  
（4）券面事項をぬり消し、または改変して使用したとき  
（5）有効期間以外の期間に乗車したとき  
（有効期間を過ぎた定期券はすぐにお返しください。）  
（6）有効区間以外の区間に乗車したとき  
（7）その他正しくない乗車をされたとき

詳細は駅でおたすねください。

水間鉄道株式会社